

資金決済分野への事業会社の進出と 金融機関の対応

専任研究員 鈴木 博

〔要　　旨〕

- 1 資金決済は、財貨・サービスの売買などの取引と表裏一体の関係にある。商品等の売買が行われると、当事者間に債権・債務の関係が発生するが、これは資金決済によって解消される。資金決済の分野では、これまで銀行等金融機関が中心的役割を果たしてきたが、販売・流通形態の多様化や情報通信技術(IT)の発達などを背景に、個人を対象とする小口リテールの決済において、近年、事業会社の進出が目立っている。
- 2 コンビニによる料金収納代行サービスは、利便性の高さや低コストなどから取扱件数では都銀の内国為替(仕向)取扱件数を凌駕するに至っており、大手宅配業者による代金引換サービスも通信販売取引の拡大などを背景に大きく増加している。また、ICカード型電子マネーは、JRなどの交通機関や大手小売業者を中心に発行枚数は1億枚を超え、決済金額も拡大している。インターネットを経由した取引の増加にともない、サーバ管理型電子マネーの利用も活発化している。
- 3 資金決済分野におけるこうした動きを受けて、決済の安全性確保や利用者保護などを目的として、09年6月に資金決済法が制定され、10年に施行される予定である。資金決済法では、電子マネーなどの前払式支払手段にかかる制度整備が行われたほか、金融機関に限られていた為替取引が、少額のものについて金融機関以外の業者にも認められた。このほか、送金や振込などを処理する内国為替決済制度(全銀システム)の運営について、資金清算業としての法的位置づけが与えられた。
- 4 小口リテール決済の分野では、金融機関は、これまで、ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングの機能強化、クレジットカードなどのカードビジネスの強化などの対策を実施してきた。今後の課題としては、ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングの機能の広がり(税金や公共料金の収納が可能となる等)を利用者に周知徹底すること等を通じて、これらの利用を一層進める必要があるほか、電子マネーの本体発行なども検討に値しよう。資金決済分野における事業会社の進出や資金決済法の制定は、金融機関にとって、この分野での競争が激しくなる一方で、ビジネスチャンスの掘り起こしにつながる面があることも忘れてはならないと思われる。

目 次

はじめに

- 1 資金決済の機能と実体経済における役割
- 2 小口リテール決済分野への事業会社の進出とその背景
 - (1) 財貨・サービスの流通形態の変化と資金決済手法の多様化
 - (2) ITの普及と新たな決済手段の開発

3 資金決済法の枠組みと法律施行後の影響

- (1) 資金決済法の枠組み
- (2) 法律施行後の影響

- 4 小口リテール決済分野での金融機関の対応
 - (1) これまでの金融機関の対応状況
 - (2) 今後の課題

はじめに

近年、個人を対象とする小口リテール決済の分野で、事業会社の進出が目立っている。コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という）による料金収納代行サービス（以下「収納代行」という）や大手宅配業者による代金引換サービス（以下「代引」という）などの取扱いが大きく増加し、JRなどの交通機関や大手小売業者などが発行するICカード型電子マネーや、インターネット取引等において利用されるサーバ管理型電子マネーなどによる決済も増加している。こうした状況を背景に、今般、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）が制定された。

本稿は、事業会社による資金決済分野への進出の状況について分析するとともに、こうした分野における銀行等金融機関の対応の方向について考察したものである。

1 資金決済の機能と実体経済における役割

資金決済は、財貨・サービスの売買などの実体経済の取引と表裏一体の関係にある。財貨・サービスの売買が行われると、当事者間に債権・債務の関係が発生するが、この債権・債務関係は、資金決済が行われることによって解消される。売り手にとって、財貨・サービスを引き渡して債権を取得しただけでは取引は途中であり、取引が完結するには資金決済が着実に行われなければならない。

こうした資金決済の分野では、これまで銀行などの金融機関が主導的役割を果たしてきた。企業間取引では、大口取引が多いため現金決済は少なく、当座預金口座を見合いに振り出される手形・小切手による決済や、銀行振込などが利用される。手形・小切手による決済では、手形や小切手が授受された段階では支払人の債務は継続しており、手形や小切手が支払日に呈示され、

資金決済が行われることによって債権・債務関係は解消される。銀行振込の場合は、受取人（債権者）の口座へ資金が入金されることによって決済が完了する。手形・小切手による決済や銀行振込などを処理する銀行間決済システムとして、手形交換制度や内国為替決済制度（全国銀行データ通信システム、略称「全銀システム」）などが金融機関等によって構築されている。

一方、個人を対象とする小口取引の決済では、現金決済を中心に、銀行口座からの自動引落しや銀行振込、クレジットカードによる決済などが行われてきた。個人取引の主要部分を占める大衆を相手とする小口取引では、現金決済が一般的であり、商品等の受渡しと同時に現金の授受が行われるため、債権・債務関係はその場で解消され、後に繰り越されることはない。決済に使用される現金は、日銀と市中金融機関からなる銀行システムによって供給され、銀行のATMなどから引き出されて、市中で流通した後で、再び、銀行システムに還流する。電力料金などのように定期的に反復する支払いでは銀行口座からの自動引落しが利用される。また、クレジットカードによる決済は、一定期間カード会社が債権者（加盟店）に立替払いするため、カード会社と個人（カード会員）との間に債権・債務関係が発生するが、個人の銀行口座からの代金引落し等によって解消される。クレジットカード業務は一部に事業会社も参入しているが、銀行系カード会社も多い。

以上のように、資金決済の分野では、銀

行等金融機関が中心的役割を果たしているが、事業会社にとっては、金融機関が提供するサービスすべてがカバーされるわけではない。国民に電力やガスの供給を行う電力会社やガス会社は、利用者の銀行口座からの自動引落しや銀行振込などを中心に料金の徴収を行っているが、これすべてが徴収可能なわけではなく、料金の徴収率を上げるためにには、より納付しやすい手段を常に利用者に提示していく必要がある。また、財貨・サービスの売買を主たる業務とする事業会社にとって、簡便で低コストの代金支払方法を消費者に提供することが販売促進に役立つこともあり得る。

以上のような事業会社側の事情に加えて、規制緩和の進展や販売・流通形態の多様化、情報通信技術（Information Technology、以下「IT」という）の発達などもあり、90年代以降、小口リテール決済において、銀行などの金融機関のかかわりが比較的少ない分野を中心に、事業会社の進出が目立つてきている。こうした分野には、次のようなものがある。

2 小口リテール決済分野への事業会社の進出とその背景

（1）財貨・サービスの流通形態の変化と資金決済手法の多様化

小さな商圏を対象にした小規模店舗を多数配置し、食品等の日用品を中心に終日または長時間の営業を行うコンビニが日本に出現したのは70年代である。コンビニはそ

の後も発展を続け、日用品の販売だけでなく、公共料金などの各種料金の収納代行や、ATM設置による小口現金の出し入れなどの金融サービスも提供している。

コンビニによる収納代行は、87年に東京電力の電力料金の収納代行を請け負ったことに始まる。当時、電力会社の料金回収は、利用者の銀行口座からの自動引落しや銀行窓口での払込み、社員による集金などによって行われていた。しかし、銀行口座引落しが難しい単身世帯の増加や銀行等金融機関の営業時間の制約等もあり、より広範な料金回収方法の構築を迫られていた。こうしたなかで、東京電力は、24時間営業で集客力の大きい多数の小規模店舗を持つコンビニに料金の収納代行を依頼した。

コンビニによる収納代行は、委託事業者（料金請求者すなわち債権者）と収納代行業者（コンビニ）とが契約を締結し、収納代行業者が利用者（債務者）から料金を回収し、委託事業者に支払うものである。収納代行業者は委託事業者から代理受領権限を与えられており、収納代行業者が利用者から料金を受領した段階で利用者の債務は解消される。^(注1)

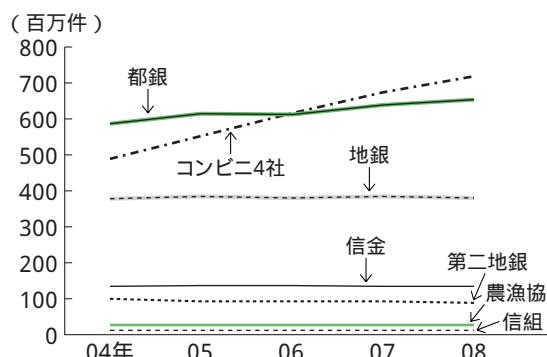
その後、収納代行は、ガス料金や電話料金、生命保険や損害保険の保険料徴収などへ広がり、03年以降には社会保険料や各種税金などの公金収納も開始された。コンビニによる収納代行は、その利便性の高さなどから、おおむね利用者に支持されており、たとえば、地方税である自動車税についてみると、コンビニ納税を開始した都道府県

の大部分において、それ以前に比べて納付税率が上昇している。^(注2)

コンビニによる収納代行は、高度にネットワーク化された小規模店舗を多数配置しているという特質を活用したサービスであり、コンビニの物流管理システムであるPOS（Point of Sales、販売時点情報管理）システムを利用している。すなわち、POSレジのスキャナーで払込票に印刷されたバーコードを読み取ることにより、収納情報がリアルタイムで委託事業者に伝達される。委託事業者は、入金確認を速やかに行うことができ、コンビニによっては収納データの整理等のサービスを行うところもある。

一方、利用者サイドでは、24時間営業で地理的にも近く、レジで簡単に納付可能であるなど利便性が高い。このため、委託事業者と利用者の双方から支持されており、第1図のように、コンビニ大手4社を合計した08年度の収納代行取扱件数は、7.2億

第1図 金融機関(業態別)とコンビニの決済取扱件数



資料 全銀協「決済統計年報」、コンビニ4社は各社の決算説明資料等から作成

(注)1 コンビニ4社はセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスの合計。

2 金融機関は内国為替取扱件数(仕向)、コンビニ4社は料金収納代行取扱件数。

3 金融機関は暦年の取扱件数、コンビニ4社は決算年度の取扱件数。

4 信金、信組、農漁協は全国連や県連を含む。

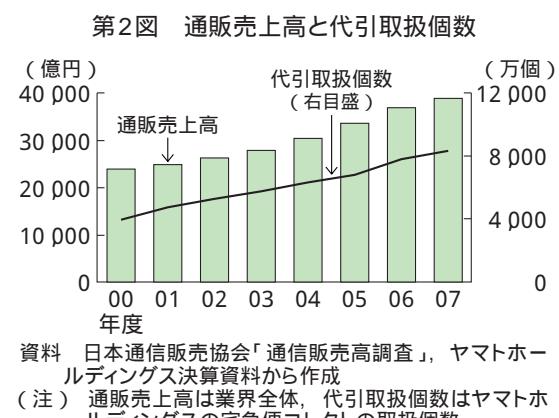
件に達しており、都銀の内国為替（仕向）
(注3)
取扱件数を上回るに至っている。

コンビニによる収納代行とともに、取扱件数や取扱金額が増えているのが、トラック運送事業者等が行う代引である。代引は、運送業者が商品を消費者に配達した時に、商品の販売業者に代わって代金を回収する業務であり、86年に大手宅配業者によって開始された。

代引も委託事業者（商品の販売業者）と代引業者（宅配業者等）との間で契約を締結し、代引業者が利用者（商品の購入者）に商品を引き渡すのと同時に利用者から代金を受領し、委託事業者に引き渡すものである。代引業者の代金の受取りも収納代行の場合と同様に代理受領であるとされている（注4）。

代引は、産直や通信販売（カタログ販売やテレビショッピングなど）、インターネットショッピングなどの非対面販売での主要な資金決済手段となっており、こうした販売形態の拡大とともに取扱件数や取扱金額が拡大してきた（第2図）。

収納代行や代引にかかる業者の収益は、



これらを取り扱うことによる手数料収入が中心であるが、利用者からの代金の受入れと委託事業者への代金引渡しの時間差によって生じる滞留資金の運用益もある。利用者からの代金受入れは日々生じるが、委託事業者への代金引渡しは10日ごとや月1回などのケースが多い。取扱金額の増加にともない収納代行業者や代引業者のこうした滞留資金も大きなものとなっている。

(注1) 産業構造審議会金融部会・流通部会、商取引の支払に関する小委員会（08年12月26日、5頁）

(注2) 経済産業省・社会インフラとしてのコンビニエンスストアのあり方研究会報告書（09年4月）「競争と協働の中で社会と共に進化するコンビニ」81頁。

(注3) コンビニ大手4社の08年度収納代行取扱件数7.2億件に対し、同取扱金額は6.8兆円であり、1件当たり平均取扱金額は9千5百円である。一方、都銀の08年（暦年）内国為替（仕向）取扱件数は6.5億件で、同取扱金額は1,674兆円である。件数ではコンビニ4社が多いが、取扱金額では圧倒的に都銀の方が大きい。都銀の場合は企業等の大口の送金や振込が含まれるためである。

(注4) 産業構造審議会金融部会・流通部会、商取引の支払に関する小委員会（08年12月26日、9頁）

(注5) 日本通信販売協会の調査によれば、通信販売取引の約3分の1が、決済手段として代引を利用している（産業構造審議会産業金融部会・流通部会、商取引の支払に関する小委員会[08年12月26日、8頁]）。

(2) ITの普及と新たな決済手段の開発

a ICカード型電子マネー

1で述べたように、個人を対象とする小口リテール決済の分野では、これまで、現金決済が中心であった。財貨・サービスの引渡しと同時に現金を受領すれば、債権・債務関係はその場で解消され、不特定多数を相手とする取引では確実な決済方法であ

る。しかし、この場合、買い手は現金を持ち運ばなければならず、売り手は釣銭を用意するとともに、正確な現金受渡し処理が要求されるなどの負担がある。また、駅の改札やスーパーのレジのような混雑する場所での現金決済は、時間的ロスも大きい。

こうした問題を解決する手段として開発されたのが電子マネーであり、事前に払い込まれた金額を電子情報としてICカード等に蓄積し、この電子情報を移転することによって決済を行うものである。^(注6) ICカード型の電子マネーは、これまで商品券などと同様に前払式証票として前払式証票規制法によって規制されてきた。

電子マネーは、発行者からの財貨・サービスの購入にのみ使用できる自家型のものと、加盟店など発行者以外の第三者に対しても使用できる第三者型のものに分かれるが、日本で発行されている電子マネーは大半が第三者型のものである。

電子マネーは、欧州では90年代後半に使用可能となり、日本でも同時期に各地で実証実験が行われたが、この時には広がりをみせず、実際に利用されるようになったのは、非接触型IC技術が実用化された01年以降である。01年にビッドワレット(株)が発行した電子マネーEdyが、ホテルやレストラン、コンビニなどで使われるようになり、また、同じく01年にJR東日本が発行したSuicaは、当初交通乗車券として利用され、04年に電子マネー機能を持つようになり、JR駅周辺の商店街などで使用されるようになった。EdyやSuicaは非接触型ICチッ

^(注7) プを搭載したカード型電子マネーであり、カードを読み取機(リーダライタ)の近傍に近づけるだけで決済が可能であるなど、処理スピードに優れている。なお、非接触型ICチップを携帯電話に搭載したものもあるが(いわゆる「おサイフ携帯」)、電子マネーとしての機能は同じである。

さらに、03年にJR西日本がICOCAを発行し(05年に電子マネー機能を搭載)、07年には、関東の私鉄などの交通機関が電子マネーPASMOを発行し、小売業のセブン&アイ・ホールディングス(電子マネーnanaco)やイオングループ(同WAON)も発行した。09年にはJR九州(同SUGOCA)とJR北海道(同Kitaca)も続いた。

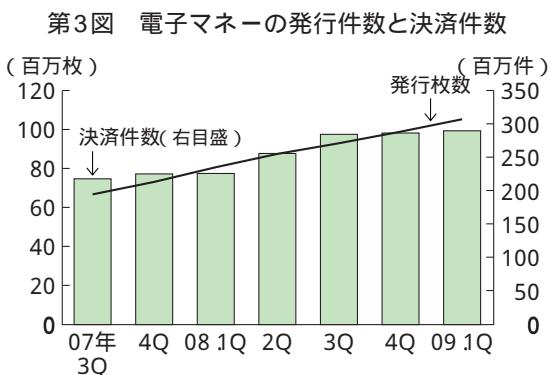
これらの電子マネーの発行体はいずれも事業会社である。JR各社や関東の私鉄などの交通機関は、駅構内での切符購入や改札通過などの時間短縮を図ることで利用者に便宜を提供するとともに、自らの業務の効率化や、駅周辺での買物などに電子マネーが使われることによる付加価値の増加等を狙いとしている。これらの交通機関の電子マネー導入には、ICカード乗車券として稼動しているシステムインフラが流用可能なため、追加的なシステム経費が比較的小さいといわれている。^(注8)

一方、セブン&アイ・ホールディングスやイオングループなどの小売業者は、コンビニやスーパーの顧客が主要な電子マネーの発行先であり、顧客への利便性の提供や利用データのマーケティングでの活用、ポイントサービスによる顧客囲い込みなどを

通じて売上増加を図るとともに、自らの業務の効率化を狙いとしているとみられる。

なお、Edyを発行しているピットワレット(株)は、電子マネーによる決済サービスを他の事業体に提供することを事業としている。

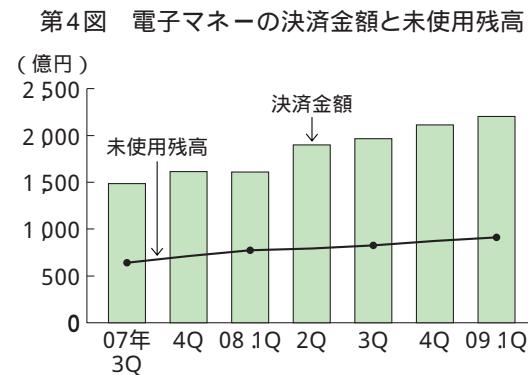
前記のJRや私鉄などの交通機関、小売業者、Edyも加えた8電子マネーの合計発行枚数は、本年3月末時点では1億枚を超えており、決済件数や決済金額も増加している(第3、4図)。電子マネー事業にかかる



資料 日銀決済機構局「最近の電子マネーの動向について(2008年度)」から作成

(注)1 対象はEdy、Suica、ICOCA、PASMO、nanaco、WAON、SUGOCA、Kitacaの8電子マネーの合計。

2 発行枚数は期末値、決済件数は期中合計額。ただし、交通機関が発行する電子マネーの決済件数には、交通乗車券として使われたものは含まない。



資料 第3図と同じ

(注)1 対象は第3図の注1と同じ。

2 決済金額は期中合計額、未使用残高は3月末と9月末。ただし、交通機関が発行する電子マネーの決済金額には、交通乗車券として使われたものは含まない。

収益は、電子マネー取扱店舗からの決済額に応じた手数料(加盟店手数料)収入と発行見合い資金の運用益からなるが、クレジットカード事業などに比べると収益性は低い^(注9)。このため、電子マネーの主要な発行体である上記交通機関や小売業者は、自社の顧客が電子マネーの主要な発行体であるため、顧客囲い込みによる売上増や事業効率化などのシナジー効果に狙いがあるものとみられる。

(注6) クレジットカード会社が提供するQUIC PayやSmartplusなどの後払い式の少額決済手段も電子マネーと呼ばれているが、ここでは事前に金額を払い込むもの(前払式支払手段)を電子マネーと呼ぶ。

(注7) EdyやSuicaなど日本で発行されているICカード型電子マネーに使われている非接触型IC技術は、ソニー(株)が開発したFelicaであり、Edyを発行したピットワレット(株)はソニーの系列会社である。なお、Felicaは国際標準規格ではなく、国際標準規格はVISAやMaster Cardなどが使用しているISO/IEC14443によるタイプA、タイプBのものである。

(注8) 田中大輔(09年)「小口決済サービスの差別化のポイントーインフラでの協調とサービスでの競争」野村総合研究所『知的資産創造』3月号56頁。

(注9) 電子マネーは、少額決済を中心に利用されるため、クレジットカードに比べると、決済件数が多い割りに決済金額は小さく、手数料収入は少ない。また、発行見合い資金の運用益も、日本では低金利が続いているため現状では少ない。このため、電子マネー事業だけの損益を考える場合、設備投資費用や人件費などの経費を賄ってビジネスが軌道に乗るには、ある程度の規模の決済金額を確保することや発行見合い資金の運用の利鞘拡大などが必要である。

b サーバ管理型電子マネー

事前に払い込まれた金額を電子情報としてカード等に埋め込まれたICチップに蓄積するのではなく、電子マネー運営会社のコンピュータ・サーバで管理するのがサーバ

管理型電子マネーである。主としてインターネット上で行われる取引の決済手段などに利用され、近年、急速な広がりをみせている。

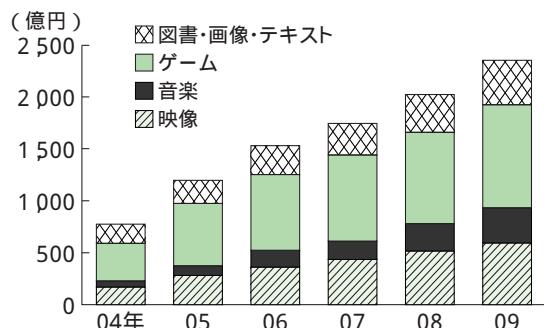
サーバ管理型電子マネーは、ICカード型電子マネーのように専用の読み取り機（リーダライタ）を設置する必要はなく、自宅のパソコンのようなインターネットに接続する環境などがあれば利用可能である。主としてインターネットを経由して行われるゲームや映像・音楽配信などのデジタルコンテンツ^(注10)の取引の決済手段として利用されてきたが、近年、大手インターネットショッピングモール運営業者がサーバ管理型電子マネーのサービスを開始するなど、電子商取引（Eコマース）の分野でも広がりをみせている。

なお、利用者に対してID（Identification、識別符号）番号のみが記録されたカードが交付されるものもあるが、金額情報が電子マネー運営会社のコンピュータ・サーバで管理されることに変わりはない。

サーバ管理型電子マネーは、ICカード型電子マネーのような金銭的価値が記録されている有体物ではないため、これまで前払式証票規制法の対象ではなかった。

サーバ管理型電子マネーの歴史は、ICカード型に比べると古く、インターネットの普及が始まったころから存在する。主なものとしては、BitCash（ビットキャッシュ）（株）が97年に発行）やWebMoney（（株）ウェブマネーが99年に発行）、「ちょコム」（NTTコミュニケーションズ（株）が01年に発行）、

第5図 インターネット経由の個人向けデジタルコンテンツ市場規模



資料 デジタルコンテンツ協会（09年3月）「デジタルコンテンツの市場規模とコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究報告書」から作成
(注) 08年までは実績値、09年は予測値。

NET CASH（（株）NTTカードソリューションが02年に発行）などがある。これらは第三者型の電子マネーであるが、これら以外に、インターネットを主要な販売チャンネルとする事業会社が、決済手段として自家型のサーバ管理型電子マネーを発行するケース^(注12)もみられる。

サーバ管理型電子マネーが主要な決済手段として使われるデジタルコンテンツの市場は、今後も成長が予想されており（第5図）、決済規模も増加していくとみられる。

（注10）デジタルコンテンツ（digital contents）とは、デジタルデータ（0と1のように明確に区別可能な2つ以上の状態で表現されるデータ）で構成された文章や画像、音楽、データベース、あるいはこれらを組み合わせたものをいう。

（注11）ギフトカードなどに利用される場合が多いが、発行規模は小さい。ICチップを搭載したカードではなく、磁気カードが使われるため、コストが低いというメリットがある。スターバックスコーヒー・ジャパンが発行するスターバックスカードなどがこれに属するが、スターバックスカードの場合は再チャージが可能である。

（注12）自家型のサーバ管理型電子マネーを決済手段とするものとして、米国のアップル社が運営する音楽配信サービスiTunes Storeがある。iTunes Storeにおける決済では（日本事業の場合）、クレジットカードによる支払あるいは

iTunes Card (プリペイド番号を掲載) の購入によって、ウェブ上に開設された利用者のアカウントに金額がチャージされ、音楽配信サービスを購入するとアカウントから購入金額が引き落とされる。

3 資金決済法の枠組みと法律施行後の影響

(1) 資金決済法の枠組み

2で述べたように、財貨・サービスの流通形態の多様化やITの発達などを背景に、小口リテール取引の資金決済において、収納代行や代引の増加、電子マネーによる決済の増加など大きな変化が出てきている。こうした変化に対して、決済システムの安全性確保や利用者保護などにかかる制度整備が十分に対応できているかどうかといった問題意識もあり、金融審議会金融分科会第二部会において、こうした問題について議論が進められてきた。

同部会における議論において、関連する制度整備について共通の認識が得られた事項について法案化がなされ、09年3月に資金決済法が国会に提出され、同年6月に成立した。資金決済法は10年中に施行される予定である。

一方、共通認識が得られなかつた事項として、収納代行や代引、ポイントサービス等にかかる制度整備があり、これらについては今後の課題とされた。^(注13)

資金決済法の主な内容は、第一に、ICカード型やサーバ管理型の電子マネーにかかる制度整備を図ったこと、第二に、銀行等

金融機関以外の事業者に少額の為替取引を認めるとともに、こうした業者（資金移動業者）にかかる制度整備が行われたこと、第三に、これまで法的拠り所を持たなかつた内国為替決済制度の運営を資金清算業として位置づけ、その運営主体である（社）東京銀行協会を資金清算機関として位置づけたことである。資金決済法は、資金決済にかかる基本法的なものとなっている。

第一の電子マネーに関する制度整備では、ICカード型電子マネーは、前記のように、従来は商品券などと同様に前払式証票規制法によって規制されてきたが、これまで規制対象となつていなかつたサーバ管理型電子マネーについても同様の規制が行われることとなり、今回、前払式支払手段としてICカード型電子マネーとともに資金決済法に取り込まれた（前払式証票規制法は廃止）。前払式支払手段は、既に述べたように、発行者からの商品等の購入にのみ使用できる自家型のものと、発行者以外の加盟店などの第三者に対しても使用できる第三者型のものとがあるが、自家型前払式支払手段の発行は届出制、第三者型前払式支払手段の発行は登録制とされている。

また、未使用発行残高の2分の1以上を発行保証金として供託することを義務づけることにより、利用者の保護を図つてゐる。発行保証金の供託では、国債や地方債等で代用できるほか、銀行等との間での発行保証金保全契約や信託会社等との間での発行保証金信託契約でも代用可能である。なお、発行者の業務を監督するため、当局による

立入検査や業務改善命令の発出などが認められている。

第二の銀行等金融機関以外の事業者に少額の為替取引を認めたことについては、こうした業務を行う資金移動業者を登録制にするとともに、資金移動業者に対して、1月を超えない範囲内で政令で定める期間ごとに、為替取引に関して負担する債務の履行を確保するために必要な金額（要履行保証額）に相当する履行保証金の供託を義務づけている。履行保証金の供託は、前払式支払手段にかかる発行保証金の供託と同様に、国債や地方債等の債券による代用や銀行等との間での履行保証金保全契約、信託会社等との間での履行保証金信託契約による代用も可能とされている。資金移動業者に対しても、当局による立入検査や業務改善命令の発出などが認められている。

第三は、為替取引にかかる銀行間の債権・債務の清算のための債務引受等を行う者を資金清算業と位置づけて、資金清算機関を免許制としたことである。具体的には、銀行間決済システムの中核的存在である内国為替決済制度（全銀システム）がこうした役割を担っており、その運営主体は（社）東京銀行協会であるので、同協会が資金清算機関としての免許を受けて、内国為替決済制度の運営にあたることとなる。これまで、法的に明確な拠り所を持たなかつた全銀システムが、資金決済法によって資金清算機関として明確に位置づけられたものといえよう。

（注13）収納代行と代引については、為替取引に該当するか否かで意見が分かれているほか、委託事業者（債権者）は一般消費者以外の者である場合が多く、自己責任を求めることが可能であって保護を図る必要がないとの考え方等がある。ポイントサービスについては、前払式支払手段と異なり、景品あるいはおまけとして無償で発行されるもので、利用範囲も限定されていることから、法規制を設ける必要はないなどの意見がある。こうした意見の相違などもあり、これらについては制度整備にかかる共通の認識が得られず、今後の課題とされた。

（注14）少額の為替取引の具体的な内容は、今後制定される政令等で定められる見込みである。なお、少額の為替取引であっても、犯罪収益移転防止法（マネーロンダリング法）や、外為法上の本人確認義務等は適用される。

（2）法律施行後の影響

資金決済法の最大のインパクトは、銀行等金融機関以外の業者（登録を受けた資金移動業者）に少額の為替取引を認めたことであろう。

為替取引とは、「顧客から隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること又はこれを引き受けて遂行すること」^{（注15）}であるとされている。これまで為替取引は銀行法等に基づいて銀行等金融機関にのみ認められ、銀行等金融機関がこれを処理する仕組みとして内国為替決済制度等があった。内国為替決済制度では、仕向銀行からの振込指図が全銀システムのコンピュータを通じて被仕向銀行に伝達され、指定の口座に振り込まれる。銀行間の資金決済は、日銀に開設されている東京銀行協会口座を受け皿として仕向銀行口座から被仕向銀行口座への振替によって処理される。

日本では、銀行等金融機関以外に送金業

務を行う業者は存在しないが、米欧では金融機関以外の送金業者が存在する。たとえば、近年急成長しているインターネット上の決済サービスを提供する業者は、ウェブサイト上に顧客のアカウント（口座）を設けて、別の顧客のアカウントに資金を移動させることによって送金サービスを行っている。アカウントの開設には、メールアドレスやパスワードを登録し、また、必要に応じてクレジットカードやデビットカードの登録を行う。アカウントへの入金は、クレジットカードやデビットカード等を利用し、アカウント間の資金移動にはメールアドレスやパスワードが利用される。また、アカウントからの引出しが指定の銀行口座への振込等によって行われる。^{（注16）}

上記に例示した決済システムでは、送金は顧客のアカウント間で行われるが、最初のアカウントへの入金と最後のアカウントからの出金は銀行の決済システムに依存することになる。

日本においても、2010年に予想される資金決済法施行後は、たとえば、前記のサーバ管理型電子マネーと上記のようなウェブサイトを利用した送金などが結びついた事業展開なども考えられよう。

（注15）平成12（あ）873 平成13年3月12日最高裁第三小法廷決定。

（注16）インターネットを利用した送金業者としてPayPalがある。PayPalは98年に米国で設立され、インターネット市場の拡大とともに成長し、02年にeBayに買収された。以後、eBayが運営するネットオークションの決済手段として急成長した。PayPalは世界中にローカライズされたウェブサイトを持っており、このウェブサイトに多数の顧客口座が存在し、送金などに利用されている。

4 小口リテール決済分野での金融機関の対応

（1）これまでの金融機関の対応状況

前述したように、個人を対象とする小口リテールの資金決済において、事業会社の進出が目立っているが、こうした分野において、銀行などの金融機関がこれまでどのような対応をしてきたのかを整理すると、次のようになる。

第一は、決済用現金の供給や銀行振込などを担うATMの機能強化や配置の拡大である。現金の入出金や振込・振替等の処理を行うATMは77年に導入されたが、以後、稼動時間延長や休日稼動などが実施され、コンビニや駅などへの設置も拡大し、利用者の利便性を高めてきた。また、資金決済に関する機能強化として、従来からの振込等に加えて、税金や公共料金の収納を可能にする機能なども備えてきた。

第二は、インターネットバンキングやモバイルバンキングの活用である。金融機関によるインターネットや携帯電話などを利用した金融サービスの提供は、90年代後半に始まったが、07年度末の契約口座数は、インターネットバンキングが36百万口座、モバイルバンキングが35百万口座に達している。2年前と比べると、インターネットバンキングが15百万口座、モバイルバンキングが16百万口座増加するなど、近年急速な広がりをみせている（以上金融情報システムセンター調べ）。資金決済関連の機能と

しては、振替・振替予約や振込・振込予約のほか、税金や公共料金等の収納も可能となっている。

ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングでの公共料金等の収納は、ペイジー（Pay-easy）を活用して行われる。ペイジーは、金融機関や収納企業、官公庁などが主体となって構成された日本マルチペイメントネットワーク推進協議会と、これを実際に運営する日本マルチペイメントネットワーク運営機構（上記推進協議会に参加する金融機関のみで構成）が提供する電子決済サービスのことで、01年に開始され、税金や公共料金の支払い、通販などの決済に利用されている。

第三は、小口決済において利用されるカードビジネスへの対応である。クレジットカードについては、銀行は当初は本体での発行が認められなかったため、カード子会社を設立し事業を行ってきたが、その後の規制緩和を受けて、近年ではクレジットカードを本体で発行したり、キャッシュカードにクレジットカードやデビットカード、電子マネーの機能も含めた一体型カードを発行したりするところもでている。

第四は、コンビニ収納代行の活用である。コンビニは前記のように地域に多数の店舗網を有し、年中無休で終日営業を行っている。アクセスや営業時間などにおいて競争上の優位性を持っている。これを活用する観点から、たとえば地銀64行が設立した地銀ネットワークサービス（株）では、コンビニと提携した収納代行サービスを行って

おり、コンビニで回収した資金の集約化やデータ整理を行うなどの業務を展開している。

以上のように、小口リテールの決済において、銀行等金融機関も種々の対応を行っており、それなりの成果も得ているが、これまでに述べたような事業会社の資金決済分野への進出を勘案した上で、今後の課題を整理すれば次のような点が考えられよう。

（2）今後の課題

第一は、ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングなどの機能拡大を利用者に周知徹底すること等を通じて、利用を増やしていくことである。たとえば、ATMは現金の出し入れや通帳記帳、振込などには活用されているが、税金や公共料金等の収納が可能となっていることについては知らない利用者もいるのではないか。ペイジーによる収納機関を拡大するとともに、こうした機能を利用者に周知徹底させること等を通じて、利用度を高めていく努力が必要と思われる。

第二は、電子マネーの銀行等金融機関の本体発行についてである。銀行はこれまで、銀行窓口から引き出された現金については、その後の使用等には関与してこなかった。しかし、引き出される現金の代わりに銀行が電子マネーを発行すれば、それが実際に使用されるまでの間、無利息の資金が銀行に滞留する。それが使用された場合は加盟店手数料が収入となる。もし、その加

盟店が自行の取引先であった場合は、資金が引き続き自行内にとどまることも可能になる。銀行の電子マネー発行は銀行法で認められており、資金決済法（第35条）では、銀行等に関する特例として、一般の事業会社に求められている未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託が免除されている。また、銀行の場合は事業会社では一般に認められていない電子マネーの払戻しも可能である。^(注17)もちろん、銀行が電子マネーを本体発行するには、関連するシステムの構築や加盟店開拓、加盟店へのリーダライタの設置などが必要となるが、これらに要する費用は、他の電子マネー業者へのアウトソーシングや、電子マネー発行ニーズのある事業会社との提携発行などによるコスト削減の方法もある。低金利が続いている状況下では、低成本の資金を集めることのメリットは大きくなく、電子マネー事業の収益性は低いが、先々短期金利が上昇すれば収益性も上がってくる。電子マネーの本体発行によるビジネスチャンスの掘り起こしなども検討に値しよう。

第三は、資金決済法施行後に予想される送金業者との提携である。現行の送金手数料体系は、海外送金の場合手数料率はかなり高い。同法施行後に予想される海外送金業者などの参入により、こうした手数料が低下することも予想される。外国人労働者が多く存在する地域の金融機関などにおいては、こうした業者と提携することにより、1件当たりの手数料率は低下するものの取扱額の増加により、手数料総額を増やす方

策なども考えられよう。

資金決済分野への事業会社の進出や今般の資金決済法の制定は、金融機関にとってこの分野での競争が激しくなる一方で、ビジネスチャンスの掘り起こしにつながる面もあることを忘れてはならないと思われる。

(注17) 銀行に対して発行保証金の供託が免除されているのは、銀行は自己資本比率規制などの厳しい監督規制を受けているためとみられている。なお、免除の対象となるのは「政令で定める要件を満たす銀行等」であり、政令によって一定の要件が付されるものとみられる。また、特別な場合を除いて、電子マネーを発行する事業会社に電子マネーの払戻しが認められていないのは、電子マネーの発行から払戻しまでが為替取引に該当するとみられるためである。銀行には為替取引が認められているため、電子マネーの払戻しが可能である。ただし、事業会社も資金決済法における資金移動業者としての登録を受ければ可能となる。

(注18) 電子マネー事業の収益性については(注9)を参照。

＜参考文献＞

- ・金融審議会金融分科会第二部会（2009）「資金決済に関する制度整備について - イノベーションの促進と利用者保護 - 」（1月14日）、このほか同部会の「決済に関するワーキンググループ」の議事録および資料
- ・金融情報システムセンター『金融情報システム白書』（平成19～21年版）
- ・産業構造審議会産業金融部会・流通部会、商取引の支払に関する小委員会（2008）「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」（12月26日）
- ・高橋康文（2009）「資金決済に関する制度整備について」日本証券経済研究所『証券レビュー』第49巻第4号、4月
- ・日銀決済機構局（2009）「最近の電子マネーの動向について（2008年度）」BOJ Reports & Research Papers、7月
- ・Capgemini, RBS, EFMA, World Payments Report 2008.
(NTTデータ経営研究所による日本語訳も参照)
- ・FRB（2008）、The Electronic Payments Study, March.

（すずき ひろし）